



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則

(疾病対策課)

一

○学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(県立学校人事課)

一

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(利根振興)

二

○埼玉県川口地方庁舎外11施設で使用する電気購入に関する落札結果

(管財課)

二

○草加都市計画生産緑地地区の変更

(みどり再生課)

三

○大規模小売店舗の新設に関する告示

(商業支援課)

三

○大規模小売店舗の変更に関する告示

(商業支援課)

三

○農地法第三条第二項第五号等の規定による区域及び面積を定める告示を廃止する告示

(農地課)

四

○県営土地改良事業斎条地区(ほ場整備事業)の工事完了

(農業政策課)

四

○新座市野火止上北土地区画整理事業の換地処分

(加須農林)

四

○河川区域内から除却した工作物の保管

(さいたま県土)

五

○県道新座和光線の区域の変更

(朝霞県土)

五

○県道新座和光線の供用の開始

(川越県土)

五

○県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更

(川越県土)

六

○県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始

(熊谷県土)

六

○県道秩父多摩甲斐国立公園三峰線の区域の変更

(秩父県土)

七

○県道中瀬普濟寺線の供用の開始

(熊谷県土)

七

○開発行為に関する工事完了公告

(川越建築安全センター)

七

○開発行為に関する工事完了公告 (川越建築安全センター) 八

投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 八

八

規則

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第百一十一号

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県感染症診査協議会規則(平成十五年埼玉県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号から第五号までを次のように改める。

三 埼玉県春日部保健所感染症診査協議会 埼玉県春日部保健所

四 埼玉県草加保健所感染症診査協議会 埼玉県草加保健所

五 埼玉県鴻巣保健所感染症診査協議会 埼玉県鴻巣保健所

第九条第七号から第十三号までを次のように改める。

七 埼玉県坂戸保健所感染症診査協議会 埼玉県坂戸保健所

八 埼玉県狭山保健所感染症診査協議会 埼玉県狭山保健所

九 埼玉県加須保健所感染症診査協議会 埼玉県加須保健所

十 埼玉県幸手保健所感染症診査協議会 埼玉県幸手保健所

十一 埼玉県熊谷保健所感染症診査協議会 埼玉県熊谷保健所

十二 埼玉県本庄保健所感染症診査協議会 埼玉県本庄保健所

十三 埼玉県秩父保健所感染症診査協議会 埼玉県秩父保健所

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第三十四号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「七日」の下に「(その養育する義務教育終了前の子が二人以上の場合にあっては、十日)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千六百四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦

覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人厚生福祉協会

三 代表者の氏名

米山 利夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市元町三番十九号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、障害児や障害を持つものに対して、家庭や地域で自立して生きていけるよう施設等を開設する。また、施設設立を目指す団体へ設立支援を行うと共に施設団体相互

の交流及び連携に関する事業を行い、すべての地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供され、創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。これらの事業を推進し、すべての地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩

父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十二月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 パレット秩父

三 代表者の氏名

井上登志子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市中村町三丁目十二番二十三号秩父市ふれあいセンター内

五 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーション

の理念に基づき、心身障がい者の自立と社会参加を促進し、誰もが豊かで健やかに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 購入案件名及び数量

- 1 埼玉県三川口地方庁舎外11施設で使用
する電気 予定使用電力量3,943,100
キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の
名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15
番1号

- 3 落札者を決定した日

平成21年10月20日

- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネット 東京都港区芝公
園1丁目8番12号

- 5 落札金額

77,328,619円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日

平成21年9月8日

埼玉県告示第千六百五十二号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区
の変更に係る図書の写しの送付を受けた
ので、都市計画法(昭和四十三年法律第
百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第二項の規定により、当
該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生
課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第千六百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届
出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとお
り縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田 清 司

- 一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS 鴻巣

鴻巣市北新宿二百七

- ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピーアンドデイコンサルティング 代表取締役 溝口隆朗

- ハ さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野清巳
川越市脇田本町一番地五 他未定
大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年八月十日

- 二 大規模小売店舗の店舗面積の合計
六千三百九十平方メートル

- ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三三二台

位置 図面省略 収容台数 二一九台

位置 図面省略 収容台数 二一九台

位置 図面省略 面積 八九二平方メートル

位置 図面省略 面積 八九二平方メートル

位置 図面省略 面積 八九二平方メートル

位置 図面省略 面積 八九二平方メートル

位置 図面省略 容量 六一立方メートル

位置 図面省略 容量 六一立方メートル

- ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前八時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時四十五分から翌午前〇時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設一から三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前五時から午前七時四十五分

荷さばき施設五 午前〇時十五分から午前七時四十五分

荷さばき施設六 午前六時から午前七時四十五分

届出年月日

- ト 届出年月日

平成二十一年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで
三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ユニデイ草加新栄町店

草加市大字新栄町字川戸沼添五百十九、四百九十九、五百十八、五百一、五百二、五百四

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 図面省略 容量 三六立方メートル

(変更後) 位置 図面省略 容量 三六立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 出入口の数 八箇所

(変更後) 位置 図面省略 出入口の数 六箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年八月十一日(廃棄物保管施設の位置)

平成二十二年二月二十日(駐車場の出入口の数及び位置)

二 届出年月日

平成二十一年十二月十日

二 縦覧期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百五十五号

昭和四十六年埼玉県告示第五百十号(農地法第三条第二項第五号等の規定による区域及び面積について)は、廃止する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百五十六号

県営土地改良事業斎条地区(ほ場整備事業)の工事を平成二十一年三月二十五

日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の第三項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百五十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第一百三十三条第一項の規定により、新座市野火止上北土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第

四項の規定により、公告する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長

新井 勲

- 一 保管した工作物
- 小屋(小屋内部に残置されていた動産を含む。)
- 二 保管した工作物が設置されていた場所

- 川口市東領家五丁目地先(二級河川新芝川の河川区域)
- 三 除却した日時

平成二十一年十二月二日(水) 午前

十時

四 保管を始めた日時

平成二十一年十二月二日(水) 正午

- 五 工作物の保管場所
- 川口市東本郷二丁目十六番地先
- 六 保管した工作物の返還

- イ 返還期限
- 平成二十二年六月一日(火)
- ロ 返還の申出先
- さいたま市南区沼影二丁目四番七

号 埼玉県さいたま県土整備事務所 管理担当 電話〇四八―八六一―二四九五

ハ 返還に際しての留意事項
工作物の除却及び保管に要した費用は、工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者の負担とする。

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	新座市野火止五丁目二四〇〇番地先から同市野火止五丁目二四〇二番一地先まで		九・九〇 一〇・九六	一〇八・〇六	自転車歩行者道整備工事(区画整理事業)による
旧			九・九〇 九・九六		

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

路線名	新座和光線	供用開始の区間	新座市野火止五丁目二四〇〇番地先から同市野火止五丁目二四〇二番一地先まで	供用開始の期日	平成二十一年十二月二十二日	備考	延長 一〇八・〇六メートル
-----	-------	---------	--------------------------------------	---------	---------------	----	------------------

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	入間郡三芳町大字上富字東永久保二一五三番二地先から同郡同町大字上富字中東二〇三番三地先まで	七・二〇}	一四・〇〇	八二五・〇〇	
新		一〇・九〇}	三三・七〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

路線名	さいたまふじみ野所沢線	供用開始の区間	入間郡三芳町大字上富字東永久保二一五三番二地先から同郡同町大字上富字中東二〇三番三地先まで	供用開始の期日	平成二十一年十二月二十二日	備考	延長八二五・〇〇メートル
-----	-------------	---------	---	---------	---------------	----	--------------

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

一 道路の種類 県道

二 路線名 秩父多摩甲斐国立公園三峰線

三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長 山木 幸夫

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
旧	秩父市三峰字吉ヶ谷一九一番一地从先から同市三峰字吉ヶ谷一九二番一三地从先まで	一〇・三〇}	三三・〇〇	道路災害防除工事
新		二〇・六〇}	四一・四〇	

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
中瀬普濟寺線	深谷市上手計字蛇島四九四番一地从先から同市矢島字森脇一〇五六番一地从先まで	平成二十一年十二月二十二日	延長四六三・七〇メートル。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十四号

で、公告する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

平成二十一年九月十八日

指令川建セ 第二二〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月十五日

第二二〇一四一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字長楽字新田町五五

一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町久保田一九〇二一四

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの一 許可番号

グリーンヒルズ一〇三号
馬場 智

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

埼玉県選管告示第百六十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人両宜会 特別養護老人ホームひびき	深谷市長在家三九七六番地

- 一 許可番号
平成二十一年十月二十一日
指令川建セ第二一〇〇九七〇号
- 二 検査済証番号
平成二十一年十二月十六日
第二一〇一四〇号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡吉見町大字上砂字下根二二三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町大字上砂二二二番地
小浅 梨恵

老人ホーム
社会福祉法人弘颯会
特別養護老人ホーム豊潤館

春日部市大字花積二六七番地七

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)